

# 中心市街地の活性化に関する法律の改正に伴う特例道路占用制度等について

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

栗本係員

大野さん、最近色々勉強しているね。

大野係員

はい、道路法だけではなくて、その他の法令でも占用制度に関する法改正が行われているので勉強していました。今年度は国家戦略特別区域法も施行されて、今度は中心市街地活性化に関する法律が7月2日に公布され、翌日から施行されたので少し勉強していたんですよ。

栗本係員

え、えらいね、大野さん。じゃあ、中心市街地活性化に関する法律の改正によって創設された占用制度の特例について、一緒に一つ一つ確認してみようか。

大野係員

はい、よろしく申し上げます。

栗本係員

それじゃあ、まずは今回の改正で新たにどんな特例が設けられたかわかるかな？

大野係員

本来であれば、道路法第33条第1項の無余地性の基準を適用しなければいけないんですけど、その適用が除外されることになりました。

栗本係員

そうだね。では、どういう場合に無余地性の基準の適用を除外できるのかな？

大野係員

それは、道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられる場合だと思えます。

栗本係員

なかなか勉強してるね。じゃあ、具体的にはどんな物件が特例の対象となるかわかるかな。

## 大野係員

広告塔等、食事施設等、自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものです。

## 栗本係員

そうだね、そういった施設については、道路管理者が定めた特例道路占用区域内において中心市街地の活性化に関する法律施行令で定める基準に適合するものであるときは、無余地性の基準を除外することのできる特例が設けられたんだよね。じゃあ、施行令で定める基準とは何かわかるかな。

## 大野係員

はい、それは占用物件を設置したときの歩道等の余地が道路構造令に規定する幅員以上であることや、広告塔等の表示部分を車両の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられていることなどです。

## 栗本係員

そうだね。無余地性の基準を除外したのは、道路の通行者等にとって、利便の増進に資する食事施設等が道路区域に設置されることが望ましいといえる場合なんだけど、大野くんが言ったような措置を講じることも必要だね。

もちろん、これは厳格な手続きを定めたからこそできるものなんだけど、その手続きがどういうものかも勉強しないといけないね。

道路占用許可手続きを行うにあたって、まず市町村がやらなければいけないものがあるんだけど、何かわかるかな？

## 大野係員

はい、最初に市町村は、中心市街地の活性化に寄与し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものを占用許可を得て道路区域内に設置することについて基本計画に記載して、その基本計画について内閣総理大臣に認定をしてもらう必要があります。

## 栗本係員

そう、ただ市町村が勝手に基本計画を作成できるわけではないよね。

市町村が基本計画に記載しようとするときは、同意を得なければならない者がいるんだけど誰かわかるかな。

## 大野係員

はい、市町村が基本計画に記載しようとするときには、あらかじめ、占用許可権限を有する道路管理者及び都道府県公安委員会の同意を得る必要があります。

## 栗本係員

そうだね、その同意が必要になってくるね。

同意を求められた道路管理者としてはどのようなことについて検討して判断しなければならないのかな。

## 大野係員

道路の構造や交通の状況、将来の道路計画との整合等、道路占用許可を行い得るか否かを考慮して判断することになります。

また、道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置が十分なものであることを確認することも必要です。

## 栗本係員

道路管理者としては、基本計画が変更されたときなどに占有者に対する監督処分等の措置が必要になる場合もあるから、同意を行う際には、計画変更等に起因して生じた紛争には市町村が主体的に対応すること、監督処分に伴う損失補償を求める場合があることなども市町村との間で確認しておく必要があるね。そうしておかないと自分達が原因ではなくても監督処分に伴う費用等を道路管理者が負担することになってしまうからね。

道路管理者はそのあと特例道路占用区域を指定することになるけど、その際に行わなくてはならないことは何かな。

## 大野係員

あらかじめ市町村の意見を聴くとともに、指定しようとする区域を管轄する警察署長に協議しなければなりません。

ところで、指定するときには、中心市街地活性化法に基づく道路の区域を指定する旨などを公示しなくてはならないようですね。この公示の方法については、事務所の備付け、ホームページへの掲載その他の方法により公示するようになっていますが、公示の期間はどのくらいが適当なのでしょう。

## 栗本係員

公示の期間は、道路区域の決定等の従前行われている公示の期間を参考に設定すればいいと思うよ。

特例道路占用区域を指定した場合には、原則として特例道路占用区域にかかる占有主体の選定のための委員会（以下「選定委員会」という。）を設置して、設ける施設等に係る提案の募集要領案の策定を行うこととされているよね。道路管理者は、この提案募集要領を踏まえて募集を行った上で、選定委員会における選定結果を受けて、占有許可を行うこととなるんだよ。元々、道路は公益性の高い空間だから、みんなが公平に利用できるような仕組みにしたということだね。

ちなみに選定委員会の構成員はどんな者を選んだっけ。

## 大野係員

選定委員会の構成員は、道路管理者、関係地方自治体、都道府県公安委員会、学識経験者等とされています。

すみません、実際に占有許可を行う際には、通常の占有許可と同様の取扱いでいいのでしょうか。

## 栗本係員

基本は通常の占有許可と何ら変わらないよね。ただ、占有許可申請の際に、中心市街地の活性化に関する法律第9条第4項に定められている道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃等の措置を記載した書面を添付してもらうことになるんだけど、その内容が提案募集時に提出された措置内容に準じた

内容であることを確認する必要があるよね。当然、提案募集時に提出されや措置内容が、占用許可申請の際に提出された書面において確認出来ない場合には、許可を与えることはできないよね。

#### 大野係員

ちなみに特別な占用許可条件とかはあるんでしょうか。

#### 栗本係員

まず、全般的な条件としては、清掃等の履行を担保すること、占用許可の更新回数を限定したりして、既得権益化しないよう担保することなどを条件とする必要があるよ。

次に個別の物件ごとに占用許可基準等を見てみようか。

#### 大野係員

はい。

#### 栗本係員

広告塔等について、占用特例の対象となるのはどのようなものかな。

#### 大野係員

良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するものです。道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置により、道路交通環境が相当程度向上することが想定されるものです。

#### 栗本係員

そうだね。では、占用の場所についてはどういう基準があるかな。

#### 大野係員

歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること、道路の上空通路等への設置においては、当該通路等の設置目的を害さない場所で、当該施設の占有者が安全と認めた場所であることなどの基準があります。

#### 栗本係員

占用特例であっても、道路法施行令に基づく占用物件の設置基準等は当然遵守しなければならないから、気をつけようね。

構造についてどうかな。

#### 大野係員

道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするもの、車両の運転者の視野を妨げないもの、表示部分を車両の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられたものであることなどの基準があります。

#### 栗本係員

占用の許可を行うに当たっては、一般的な占用の許可の条件のほか、必要に応じて、落下等がないよ

うに定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うことなどが必要になるから、許可をする際には許可条件に留意しようね。

#### 大野係員

ところで、広告の掲載内容を変更することもあるかと思うのですが、広告物・ポスター等の掲出内容を変更するときには、占用許可の変更申請が必要になるのですか。

#### 栗本係員

広告塔等自体を変更するわけではなく掲出内容を変更するだけであれば、それは「道路の占用の軽易な変更」として取り扱われるから、現行の規定においても変更許可の必要はないよ。

では、次に食事施設等についてだけど、特例道路占用制度を活用する場合には占用主体に係る許可基準が緩和されているのはなぜかな。

#### 大野係員

緩和されている理由ですか……。すみません、ちょっとわかりません。

#### 栗本係員

食事施設等の一般的な占用許可基準で占用主体に言及しているのは、当該施設の公共性が中心市街地の活性化に資する点に求められているからであり、占用主体の決定に地方公共団体の関与を得るのが妥当と考えられたからだよね。

特例道路占用制度を活用する場合、そもそもそこに食事施設等があることが中心市街地の活性化に資すると地方公共団体が考えて基本計画を作るため、あえて占用主体の許可基準として地方公共団体の関与を求める必要がないからだよ。

あと、占用主体に係る許可基準を緩和する一方で、最低限必要な基準として管理能力があることや暴力団ではないことを挙げているよね。食事施設等は収益性のあるものだから、いわゆる反社会的勢力の介入を招かないように気をつけないとね。

自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものについては、どのようなものが占用特例の対象となるかな。

#### 大野係員

特定の者にのみサービスが提供されるものではないものです。

#### 栗本係員

そうだね。では、どのような構造である必要があるかな。

#### 大野係員

自転車駐車器具の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものではない構造でなくてはなりません。

やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するための安全策が講ぜられたものである必要があります。

**栗本係員**

今回の特例で、歩道等に新たに設置できる場合が増えたけど、歩行者だけじゃなくて、車両の運転者への配慮とか、景観への配慮とかも必要だよな。

**大野係員**

なるほど、そういう配慮も必要なんですね。勉強になりました。

**栗本係員**

よし！じゃあ、今日は色々勉強もしたし、もう少しで勤務時間も終わるし、どこに美味しいものを食べに行こうかな！

**大野係員**

栗本さん、まだ勤務時間中ですよ。